

心豊かで いきいきと暮らす ふるさとづくり



広報たけとみちょう

日本最南端の町の広報誌



竹富島種子取祭二回目 ~舞合芸能（かぎやで風）~



平成29年
10月末現在

総人口：4,300人
男 性：2,234人
女 性：2,066人
世帯数：2,474戸

2017年
11月号

No.424

竹富島種子取祭	2
・施設建設金の融資／記者発表	3
・竹富町観光大使に（KBG84）	
・オリジナルフレーム切手	4
・IUCNによる現地調査	
世界自然遺産登録をめざして	5
マイナンバーカードについて	6
年末年始ごみ収集案内	7
年金保険料追納のすすめ	8
DVにより年金保険料納付免除	9
アンケート調査のお礼と継続	10
労働保険適用促進強化期間のお知らせ	11
八重山警察署からのお知らせ	12

竹富島種子取祭

～国指定重要無形民俗文化財～



弥 勒

10月30から31日にかけて、竹富島で最大の行事である、国指定重要無形民俗文化財の「種子取祭（タナドウイ）」の奉納芸能が世持御嶽で執り行われました。種子取祭は種を蒔き、農作物の豊穰を祈願する祭事で約600年の歴史を有するとされています。

初日は波座間村、2日目は仲筋村を中心として庭・舞台の芸能が奉納されました。両日ともに会場には、県内外の郷友や観光客らが多く詰めかけ、伝統芸能を堪能しました。



馬乗者（ンマヌシャ）



五番棒



祝い種子取



種子取節



シドゥリヤニ



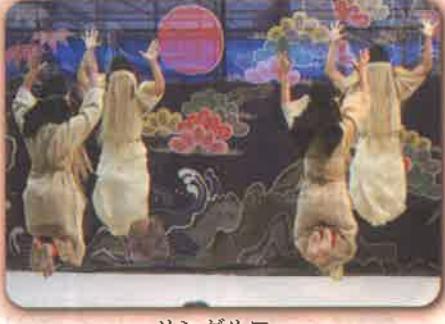
真栄節



父子忠臣



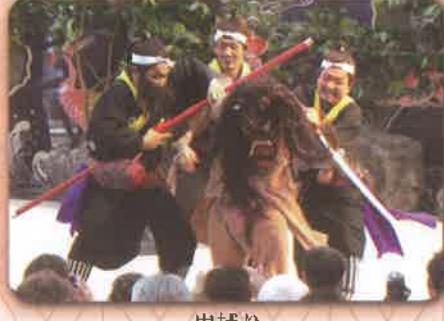
畠屋ぬ願い



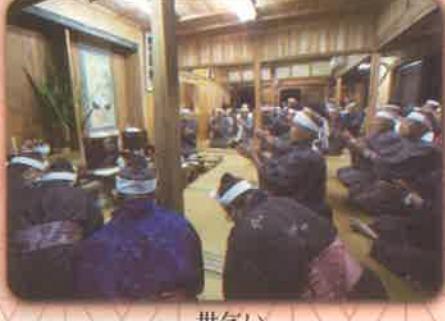
サングルロ



世曳き



鬼捕り



世乞い

さとうきび集中脱葉施設建設金の融資にかかる記者発表



沖縄公庫が4億4900万円を融資



▲右から：石原氏（西表島さとうきび生産組合長）、西大舛町長、山城支店長、上勢頭竹富町物産公社代表、上原氏（西表製糖社長）



▲記者会見の様子
(説明者：沖縄振興開発金融公庫 山城 興司 支店長)



▲認証状交付後、激励の挨拶をする前鹿川副町長



▲認証を受けた KBG84 メンバーとつちだきくおさん

去る10月25日、沖縄振興開発金融公庫八重山支店会議室において、株式会社竹富町物産観光振興公社に対する、さとうきび集中脱葉施設建設資金の融資に係る記者発表が行われました。事業計画では、西表製糖工場敷地内に、さとうきび集中脱葉施設を建設するもので、①農家の収穫作業の省力化と人件費の軽減、②さとうきび搬入量の安定確保による製糖工場の稼働効率化と製糖期間短縮による糖度維持、③葉柄等の不純物除去による品質向上が見込まれ、地域のさとうきび及び黒糖生産拡大への寄与が期待されます。今回の施設整備は、町の施設整備及び維持管理にかかる経費負担の軽減を図るため、竹富町物産観光振興公社が当該施設を整備して町へ一括貸貸する事業スキームと並んでおり、行政と民間との協働で最も効率的な公共分野のサービス提供を行う、いわゆる PPP (Public Private Partnership) の取組として注目されます。

小浜島ばーちゃん合唱団「KBG84」が去る10月31日、竹富町観光大使に新規認証されました。大使の任期は3年となつており、KBG84のプロデュースを手がけた、つちだきくおさん(60)も改めて再認されました。KBG84は、2015年につちだきくおさんプロデュースのもと結成され、現在は39人のメンバーで、平均年齢が80歳を超えるスーパー・アイドルユニットとして歌や踊りで精力的に活動を行っています。昨年末にはシンガポールでの初の海外公演を見事成功させています。また、つちださんは、大分県出身で、小浜島に移住してから28年になり、音楽活動などを通して、小浜島や竹富町の魅力を発信しています。

同大使の新規認証は、KBG84で12件目となり、池田卓さんや夏川りみさんなど6個人、2団体が大使を務めて竹富町のPRに尽力いただいています。

小浜ばーちゃん合唱団（KBG84）

オリジナルフレーム切手

「西表島の大自然の生き物たち」贈呈式



▲贈呈式集合写真



▲オリジナルフレーム切手
「西表島の大自然の生き物たち」



▲堀井大輝氏（左）
大原郵便局員橋本舞氏（右）

11月6日、町長室において、日本郵便株沖縄支社（本間裕二支社長）が1日より限定販売を開始している「西表島の大自然の生き物たち」のオリジナルフレーム切手の贈呈式が執り行われました。贈呈式では、石垣平真郵便局の本底局長らが西大舛町長と写真提供者のガイド・堀井大輝氏へオリジナル切手を手渡しました。同切手は、イリオモテヤマネコをはじめ、カンムリワシの幼鳥・成鳥、ヤシガニやリュウキュウアカシヨウビンなどが掲載され、62円切手・82円切手が各5枚の計10枚のシートで1,300円となっています。限定1040シートを郡内全15郵便局と沖縄本島那覇中央郵便局など4局の計19局で販売しているほか、郵便局のネットショッピングでも取扱いを行っています。



世界自然遺産登録に向けた IUCNによる現地調査



▲後良川調査の様子

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産推薦地を確認するため、IUCN（国際自然保護連合）の視察員による現地調査が実行されました。IUCNの視察員2名は、西表島には10月17日に入り、18日には仲間川流域や後良川流域のマンゴローブや、さらに陸域の亜熱帯広葉樹林地を、世界自然遺産候補地科学委員や環境省職員の説明を受けながら視察しました。
10月19日には地元関係者との意見交換会が琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設にて行われ、地域住民や観光関係団体の代表者の方々と入域者数の問題等について意見が交わされました。
今後、調査結果をIUCNに持ち帰り、専門家による委員会で評価を行い、ユネスコに提出される予定です。





目指せ!!奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産

美しい自然、貴重な生態系を次世代へ

(リオモテヤマネコPhoto)
撮影者:西表野生生物保護センター

奄美大島・徳之島・沖縄島北部(やんばる)・西表島の
世界自然遺産登録を目指しています



候補地に選定された理由は 「生態系」と「生物多様性」

平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会(環境省と林野庁による共同設置)」では、琉球諸島が、日本の世界自然遺産候補地の一つとして選定されました。その中で、奄美大島・徳之島・沖縄島北部(やんばる)・西表島は、大陸とつながっていた地史の中で生き物が独自の進化を経て多様化し、絶滅危惧種なども多く生息・生育していることから「生態系」と「生物多様性」の視点で評価されました。ユネスコの世界自然遺産に登録されるには、「顕著で普遍的な価値を有すること」、「その価値が将来にわたって守られること」の2点が重要となっています。

世界自然遺産登録の目的

顕著で普遍的な価値を有する自然地域を人類全体のための遺産として保護・保全し、次世代へと引き継いでいくことを目的としています。

知ることで守られる、
琉球諸島の自然価値



沖縄県内の候補地



奇跡の森「やんばる」

亜熱帯照葉樹林の森は世界的にも数少なく、やんばる特有の生態系の基盤となっています。そしてやんばるの森には多くの希少な動植物が生息・生育しており「奇跡の森」と呼ばれています。



日本最後の秘境「西表島」

マングローブ林が広がる汽水域、そして海岸や河川沿いの湿地帯、さらに山地へ上がればそこは太古の昔から続く原生林が広がっており、人がほとんど足を踏み入れたことがない、まだ知られていない秘境が広がっています。

世界自然遺産登録への課題

保護地域の設定

世界自然遺産に登録される為には、その資質を損なわないよう、法律等に基づいた保護措置が必要となります。国立公園やその他の保護区として適切に保全されることが求められています。

保護対策の充実

近年では特に、外来生物であるマングースやノネコなどによる捕食、ロードキル(交通事故)問題や密猟、盗掘、生息環境の悪化などが、固有種や希少種に影響を及ぼしています。これらの対策を引き続き効果的に行っていく必要があります。

世界自然遺産に登録されるとどうなるの?



登録が実現すると国内外から琉球諸島の自然のすばらしさが認められ、これまで以上に自然環境の保全に対する意識が高まるとともに、観光産業をはじめとした地域の活性化が期待できます。その一方、オーバーユース(過剰利用)により環境負荷が高まり、かけがえのない自然環境が劣化してしまうおそれもあります。登録後は地域社会の変化に対応し、観光利用の適正な管理、利用者のマナー向上、保全活動の活発化など、一人ひとりの意識や関わり方が重要となってきます。

お問い合わせ: 沖縄県 [環境部 自然保護課]
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/sekaishizenisan/>

世界自然遺産登録について詳しくは
沖縄県 世界自然遺産



マイナンバーカードをつくってみませんか

こんなに便利、マイナンバーカード ~無料で取得できます~

①公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく、官民間わざ(口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便局での郵便物受取etc.)利用可能。
(免許を返納しても、身分証明はこれでOK!)



②マイナンバーの提示が1枚で

年金や税などの手続でマイナンバーを求められても、これ1枚でOK。
さらに、秋頃からは福祉等の手続で住民票等の添付書類が不要に!!



<マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫!>

①大事な個人情報は入っていません。

マイナンバーカード(ICチップ)には、税や年金などの個人情報は入っていません。



プライバシー性
の高い情報

②「なりすまし」はできません。

マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人
がなりすまして使うことはできません。



万一、なくしたり、盗まれてしまっても、24時間365日、コールセンター(チラシ下のフリーダイヤル)でカード利用をストップできます。

<申請も意外と簡単> ※なりすまし防止のため、1回だけ役場本庁にお越しください

①申請します!

(郵送やスマートフォン等)

通知カードについている交付申請書に、
顔写真を貼って郵送して下さい。

※証明用写真機やスマートフォンで写真
を撮影し、そのままオンラインで申請す
ることもできます。

②約1ヶ月後、! ハガキが届きます

カードの準備ができましたら、役場
からご自宅にハガキ(交付通
知)が届きます。

③ハガキと必要な持ち物 を持参の上、町民課で カードをお受取り下さい。

本人であることを証明する大切なカ
ードですので、お手数ですが、ご本人の
来庁をお願いします。



注)引っ越し等をした場合は、この交付
申請書は使えません。町民課で新しい
申請書をお受け取り下さい。

注)一部、申請できな
い機種がござります
のでご注意下さい。

詳しくは、町民課又はマイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせ下さい。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178(無料) 竹富町役場 町民課 0980-82-6191

年末年始のごみ収集案内

平成 29 年 12 月 31 日（日）から平成 30 年 1 月 3 日（水）まで、
ごみ収集と施設での自己搬入対応をお休みさせていただきます。

平成29年12月							平成30年1月					
25日 (月)	26日 (火)	27日 (水)	28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)	1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)	6日 (土)
もやさない 有害	粗大ごみ 収集予約 受付期限	もやさご み	粗大ごみ	資源ごみ			ごみ収集・施設はお休みです				資源ごみ	

※年内の自己搬入は平成 29 年 12 月 30 日（土）午後 4 時までです。

12 月 28 日以降の自己搬入の連絡は、年内に限り直接施設に電話連絡のうえ搬入して下さい。

【西表島】竹富町リサイクルセンター（TEL：85-5033）

【西表島以外】各島焼却炉施設管理人へご連絡ください

※新年の自己搬入は、平成 30 年 1 月 4 日（木）より通常どおり受付いたします。

※新年の収集は、平成 30 年 1 月 5 日（金）より通常どおり開始いたします。

多量ごみ規制について

収集可能なごみの量は、1家庭で1度に5袋まで
(粗大ごみは3点までとなっております)。

自己搬入のお願い

一度にたくさんごみを出される方は、施設への自己
搬入をお願いしております。

ごみ搬出ルールを守り、さわやかに新年を迎えましょう。

竹富町役場 町民課 生活環境係 TEL/0980-82-6191 FAX/ 0980-82-4333

ごみの持ち出し方についてのお願い

台風時の収集について

- ① 午前 8 時 30 分において暴風警報発令中の場合は、ごみ収集を行いません。
- ② 収集中に暴風警報が発令された場合、収集を中止します。持ち出したごみは取り込んで下さい。

午前中に暴風警報が解除された場合

- 月曜日・・・次回収集日に回収（燃やさないごみ等）
水曜日・・・回収する（燃やすごみ・古紙類等）
金曜日・・・次回収集日に回収（資源ごみ）
第 2・第 4 木曜日・・・次回収集日に回収（粗大ごみ）

燃やすごみと燃やさないごみの違い

製品の外側の表示  等に従ってリサイクルしていただいております。しかし、リサイクルできない状態（汚れや形状の変化）であれば最終処分場にて埋め立てております。

容器包装プラスチックの扱いについて

資源ごみは、金曜日に持ち出してください。汚れがあるものはなるべく洗い流してください。最終処分場の環境向上及び耐用年数延命化の為、リサイクルに取り組みましょう。

ゴミの混入等について

空き缶の袋に別の物が混入しているのが多く見られます。分別のご協力お願いいたします。
※ごみが拡散しますので、ゴミ袋はテープ類で止めずに、しっかりと縛って持ち出してください。

本件についての問い合わせ

竹富町役場 町民課 生活環境係

TEL: 0980-82-6191
FAX: 0980-82-4333

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

※障害年金を受けていたり、生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

平成30年(2018年)3月31日までに追納する場合の保険料額 (月額)

期間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成19年4月～20年3月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成20年4月～21年3月分	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
平成21年4月～22年3月分	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
平成22年4月～23年3月分	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
平成23年4月～24年3月分	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
平成24年4月～25年3月分	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
平成25年4月～26年3月分	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
平成26年4月～27年3月分	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
平成27年4月～28年3月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
平成28年4月～29年3月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

<追納に関する注意事項>

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)
- ② 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには、申し込みが必要です。

「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。

(郵送による提出も可能です)

・「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることができます。

追納のご相談は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

後納制度の
お知らせ

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、2年を経過すると納めることができませんが、平成30年9月までに限り、過去5年分まで納めることができます。
詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



1704 1031 045

DV被害により国民年金保険料の納付が困難な方へのお知らせです

配偶者の暴力（DV）により配偶者（DV加害者）と住居が異なる方であって、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、納付が免除になります。



DV被害者が保険料の免除をうけるには？

- ◆ 本人（DV被害者）の申請が必要です。
 - ◆ 配偶者の所得にかかわらず、本人の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除になります。
- 注：世帯主は、所得審査の対象となる場合があります。

申請手続き

まずは、お近くの年金事務所へご相談ください。

- ◆ 平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、ご相談ください。
- ◆ 免除となる期間は、毎年7月から翌年6月までです。
- ◆ 申請および住居に関する申出は毎年必要です。
- ◆ 初回申請の際、婦人相談所および配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書）の添付が必要です。

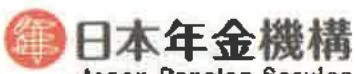
免除に該当する所得のめやす

- ◆ 本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲の場合は、保険料の全額または一部が免除になります（所得審査の対象が本人のみの場合）。

免除の種類	免除に該当する所得の計算式	一部納付額 (平成29年度)
全額免除	$(扶養親族の数+1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	—
4分の3免除	78万円	4,120円
半額免除	118万円	8,250円
4分の1免除	158万円	12,370円

（注）全額免除以外の場合は、残りの保険料（一部納付額）を納める必要があります。

（注）保険料が全額免除や一部免除になった期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。



日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

1705 1031 013

公営住宅事業に関するアンケート調査

調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

- ◆ 収集期間を延長（12月中頃まで）しました ◆
- ◆ 皆さまからの情報を引きつづきお待ちしております ◆

この度は、11月1日より開始しておりました、本アンケート調査に多数のご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

皆さまから頂きました、アンケート調査の結果につきまして、本町の貴重な地域の住宅ニーズとして有効に活用させていただきます。

なお、本アンケート調査の収集期間は12月中頃まで延長いたしました。
まだ、お手元にお持ちの方は、何卒ご協力を願いいたします。

〈アンケート調査の目的〉

本町は、町民の安全で快適な住環境を充実させるため、「竹富町公営住宅等長寿命化計画」及び「竹富町住生活基本計画」に基づき、地域の住宅ニーズや民間による供給の動向を踏まえながら、公営住宅の整備・確保に取り組んできました。

これらの計画においては、既存の町営住宅の建替え・改善を含めた適切かつ計画的な整備、維持管理に努め、町営住宅の長寿命化を図ることとされています。

本アンケート調査は、公営住宅事業の効率的・効果的な実施を推進するため策定された「竹富町公営住宅等長寿命化計画」（平成23年）の見直しを行うため、地域の住宅ニーズを把握することを目的に行うものです。

この趣旨をご理解頂き本調査にご協力を願いいたします。

なお、この調査は、無記名で記載頂くこととしており、そのデータは本調査の目的以外には使用しないこととしています。

〈時期〉 11月1日より全世帯（2,500世帯）に配布を開始しております。

〈送付内容〉 アンケート表と返信用封筒を同封しております。

〈返信方法〉 ご記入後は返信用封筒に入れて封をしていただき、切手を貼らずにそのままポストにご投函ください。

〈収集期間〉 収集期間は12月中頃までを予定しています。
ご投函はお早めにお願いいたします。

〈お問い合わせ〉

竹富町役場 まちづくり課 住宅管理・計画担当 TEL0980-82-6191



労働保険への加入はお済みですか？

11月は
「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省・沖縄労働局及び各労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）では、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置づけ、年間を通じて広報活動、加入勧奨に取り組んでいるところですが、11月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的な広報・加入勧奨等を展開します。

労働保険の加入手続が未だお済みでない事業主の皆様におかれましては、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）において加入手続を行って下さいますようお願い致します。



労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、

労働者の生活の安定、福祉の増進等を図る目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、その労働者がパート、アルバイト、臨時職員等の名称を問わず、全て加入が義務付けられています。

各保険制度の概要を申し上げますと、

「労災保険」とは、

労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、労災保険法に基づき事業主の皆様に代わって必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を補償し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

「雇用保険」とは、

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

労働保険成立手続きを怠っていた場合には・・・

労働保険成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職務権限による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うことになります。その際は、遡って労働保険料を納めていただくほか、追徴金も併せて納めていただることになります。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る保険成立届を提出していない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合は、遡って労働保険料等を納めていただくほかに、労災保険給付に要した費用の全部または一部を納付していただくことになりますので、お早めに保険成立手続きを行っていただきますようお願い致します。

指名手配被疑者の検挙に御協力を!!

平成29年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、約660人に上ります。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、地域住民の皆さまの御協力が是非とも必要です。

「指名手配被疑者によく似た人を見掛けた」等、どんなわずかな情報でも結構ですので、警察への通報をよろしくお願ひします。



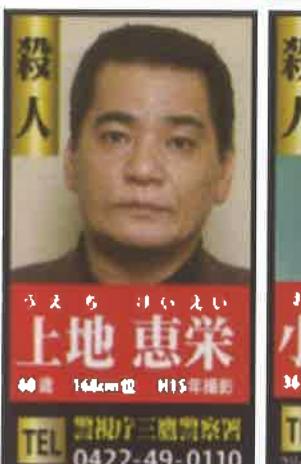
八重山警察署からのお知らせ

懸賞金
上限額 **600万円**

■捜査特別報奨金（上限額300万円）
■六本木五丁目錦居ビル飲食店内殺人事件の捜査に協力する会懸賞金（上限額300万円）



捜査特別報奨金に
関するお問い合わせ
は、写真下に掲載の
各警察署電話番号に
お願ひします。



沖縄県 指名手配被疑者

平成2年、沖縄市において警察官2名を殺害した犯人



お問い合わせ
☎ 0980・82・0110
八重山警察署

あなたの情報で事件が動く!
この顔にピンときたら情報提供を!